

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人石谷茂の上告理由について。

名板貸人は、自己を営業主と誤認するについて重大な過失があつた者に対して、商法二三条所定の責任を負わないと解するのが相当である（当裁判所昭和三八年（オ）第二三六号、昭和四一年一月二七日第一小法廷判決参照）ところ、原判決認定の諸事情（右認定は挙示の証拠関係に照らして是認し得る。）に照らせば上告人に重大な過失があつたものと解せられるから、上告人の請求を棄却した原判決の判断は結局相当であり、これに所論の違法は認められない。論旨は採用に値しない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	柏	原	語	六
裁判官	五	鬼	上	堅
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎